



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 告示

799 瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画
(環境管理課)

告 示

和歌山県告示第799号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条第4の規定に基づき、平成14年7月23日付けで公表した瀬戸内海の環境保全に関する和歌山県計画を変更し、次のとおり公表する。

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画 (まえがき)

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条の規定に基づき、和歌山県の区域(同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する府県の区域のうち和歌山県の区域をいう。)において、瀬戸内海の保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫としての認識にたち、それにふさわしい環境を確保し維持することを目標として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、国が策定した「瀬戸内海環境保全基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、本県の区域において瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を明確にするとともに、これまで開発等により失われた良好な環境を回復するため実施すべき施策をより効果的なものとし、瀬戸内海の環境保全に関する中長期的にわたる総合的な計画として策定するものである。

また、この計画を策定し、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者はもとより広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対する一層の理解と協力を求めるとともに意識の高揚を図るものである。

第2 計画の目標

瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力し同一の目標に向かって各々の施策を遂行するこ

とが肝要であることにかんがみ、基本計画の変更に基づいて定められた目標をこの計画の目標として次のとおり定める。

1 水質保全等に関する目標

- (1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。
- (2) 瀬戸内海において、赤潮の発生が見られ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生の機構の解明に努めるとともに、その発生の人为的要因となるものを極力少なくすることを目標とする。
- (3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル(PCB)等の人の健康に有害と定められた物質を、国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。

また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

- (4) 特に魚介類の産卵生育場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟、また瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。

また、これまで失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- (5) 海水浴場、潮干狩り場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

2 自然景観の保全に関する目標

- (1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園又は県立自然公園として指定されていることにかんがみ、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。
- (2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにか

んがみ、保安林、緑地保全地域等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

(3) 濑戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。

また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

(4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

(5) 濑戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

第3 目標達成のため講ずる施策

これらの計画の目標をできるだけ速やかに実現するため、達成されているものについては、その状態を維持するとともに、発生負荷の抑制等規制を中心とする保全型施策を充実し、瀬戸内海の環境保全に関し、本県の区域における施策の実施にあたって幅広い連携を図り、各種施策の積極的な実施に努めるものとする。

なお、基本的な施策は次のとおりである。

1 水質汚濁の防止

(1) 水質総量規制制度等の実施

本県の瀬戸内海区域は、県北部、沿岸海域及び紀伊水道海域からなっており、現在これらの海域において水質基準の類型指定が12水域について行われている。

平成18年度におけるこれら環境基準点の水質は、健康項目においては100%達成しており、一方生活環境基準項目はその代表的指標であるCOD(化学的酸素要求量)でみるとA類型海域では<0.5~4.1mg/L、B類型海域では1.0~4.5mg/L、C類型海域では、2.0~11.0mg/Lであり、環境基準達成率が、A類型で96.8%、B類型・C類型で100%である。

また、富栄養化の要因物質とされている窒素及びりんのうち、全窒素については、Ⅱ類型海域で0.05~0.36mg/L、Ⅲ類型海域で0.11~1.4mg/Lであり、環境基準達成率は、Ⅱ類型、Ⅲ類型とも100%達成され、全りんについては、Ⅱ類型海域では0.007~0.031mg/L、Ⅲ類型海域では0.009~0.076mg/Lであり、環境基準達成率は、Ⅱ類型、Ⅲ類型ともに100%である。

また、本県の海域における赤潮の発生は、平成18年度において2件であった。

環境基準が未達成なものについて、これを達成させるために積極的に汚濁負荷量の低減を図り、達成されているものについてはその状態を維持していくことが必要である。

特に広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関

連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、水質の総量規制を実施している。

本県においては、総量削減基本方針に定められた平成21年度における削減目標量である化学的酸素要求量27t/日、全窒素17t/日、全りん1.4t/日を達成するため化学的酸素要求量の発生源別削減量を生活排水11t/日、産業排水15t/日、その他1t/日、全窒素の発生源別削減目標量を生活排水5t/日、産業排水6t/日、その他6t/日、全りんの発生源別削減目標量を生活排水0.5t/日、産業排水0.6t/日、その他0.3t/日とした第6次総量削減計画を策定しており、この計画を積極的に実施していくとともに、計画されている諸施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の実態の把握に努めるものとする。

(ア) 生活排水については、汚濁負荷量の削減を図るために、市町村等と協力しながら、下水道整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設等の生活排水処理施設及び屎処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水処理対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

また、一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進する。

(イ) 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。

(ウ) 養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法及び「和歌山県かん水魚類養殖指導指針」等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場環境の適正化を推進するとともに、地域の実情に応じて適切な措置を講ずる。

また、農地からの負荷量削減対策として、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて、肥料の施用量の低減を図ること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとするとともに、畜産排水については家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、適正な処理を推進すること等により、汚濁負荷量の削減を図る。

(エ) 河川等の直接浄化を推進するとともに、自然環

境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。

(オ) 富栄養化防止に係る普及啓発を推進するとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を引き続き進める。

(2) 有害化学物質等の規制及び把握等

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、「和歌山県ダイオキシン類常時監視実施計画」を策定し、平成12年度から平成16年度までの5年間で計画的に常時監視を実施してきた。引き続き平成17年度から平成21年度までの5年間で、公共用水域の水質及び底質等について県内の実態を把握する。

また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、化学物質の管理状況や排出状況等を把握し法律の推進に努める。

さらに、ポリ塩化ビフェニルについては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき廃棄物の適正保管を指導し、排出源監視並びに啓発を促進する。

(3) 油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海区域には、特定重要港湾（和歌山下津港）の他避難港（由良港）等がある。

石油コンビナート等特別防災区域は和歌山下津港に3か所指定されており、避難港の由良港には造船所が立地している。

また、本県海域は紀伊水道に面し、船舶の往来が多い。このような状況を踏まえ、次の施策を講ずることにより、船舶油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。

特に、油等による汚染については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）に基づき、油等汚染事件に伴う海域環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

(ア) 船及び陸上からの油等の流出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法の規定に基づく規制の徹底と監視強化を図るとともに、公害防止協定等により沿岸企業に設置されている廃油処理施設の適切な活用を図る。

(イ) 接岸中の船舶及び陸上からの事故による海洋汚染の未然防止及び拡散防止を図るため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底と、監視指導の強化を図るとともに、和歌山県及び関係市町村の地域防災計画並びに、和歌山県石油コンビ

ナート等防災計画による防災活動等の適切な活用を図る。

(ウ) 船舶衝突事故等による油等流出拡大を防ぐため、海上交通安全法及び港則法等に基づき規制の徹底と指導強化を図るとともに、海上交通の安全のための施設整備を促進する。

(エ) 排出油等による汚染拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づき、排出油等を速やかに回収するため、現在、国及び県公害防止協定等によって沿岸に配備されている油回収船・油回収機等の適切な活用を図る。

また、海上災害の発生及び拡大の防止のため海上災害防止センターの活用を図るほか、大量の排出油等に対しては、「大阪湾、播磨灘海域排出油等防除計画」に基づき迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、海上流出油対策等の目的で編成している和歌山下津港5社協議会等と協議し、関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定に努める。

(4) その他の措置

その他、瀬戸内海区域の自然景観の保全のため上記の施策を推進するほか、富栄養化対策の推進を図るために窒素及びりんの海域における収支挙動及び流入実態調査等を行うとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき必要な措置につき検討するものとする。

また、赤潮の発生等による漁業被害を未然に防止するため、監視通報体制の強化及び赤潮対策に関する調査研究の推進を図るとともに、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法に基づく排水規制の適切な運用、生活排水対策の計画的推進等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。

さらに、企業の公害防止施設の整備促進を図るため、公害防止施設整備資金融資制度等の活用を図るものとする。

2 自然景観の保全

(1) 自然公園等の保全

本県の瀬戸内海区域における自然景観の核心地域としては、自然公園法に基づき加太、友ヶ島等が瀬戸内海国立公園に、和歌山県立自然公園条例に基づき有田市、湯浅町及び広川町沿岸地域が西有田県立自然公園に、由良町沿岸地域が白崎海岸県立自然公園に、日高町沿岸地域が煙樹海岸県立自然公園にそれぞれ指定されている。

これら海域は、瀬戸内海及び沿岸地域特有の優れた

和歌山県報 号外

平成 20 年 5 月 30 日 (金曜日)

自然景観が失われないようにすることを主眼として適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底と監視指導の強化に努めるとともに、民有地買上げ制度や自然保護基金等の活用を図り、さらに必要に応じ自然公園区域等の見直し等により瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めるものとする。

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。

本県の瀬戸内海区域の島しょ部及び海岸部の自然植生は、各海岸斜面や海岸段丘に小面積ながらまとまった森林をなしており、ウバメガシが多くみられ、ホルトノキ、イヌマキ、タブノキやヤブニッケイ等クスノキ科のものなどからなる常緑広葉樹の天然林がみられる。

また、クロマツを上木とし、下木にこれら常緑広葉樹による植生を呈しているが、常緑広葉樹は伐採、各種開発により、自然緑地が減少する傾向を呈し、クロマツ等は森林病害虫による被害が多くみられる。

従って、現状の緑を極力維持しつつ積極的にこれを育てるために以下のような施策を推進するものとする。

(ア) 良好的な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地の確保

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における保安林については、保安林制度に基づき、保安林の適正な管理に努め、それ以外の森林については林地開発許可制度等に基づき土地の適正な利用を確保する。

また、採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の許可及び海岸法に基づく許可に際しては、緑地等の保全につき十分配慮するものとする。

(イ) 沿岸都市地域における緑地の確保

本地域において都市公園整備事業、港湾環境整備事業、漁港環境整備事業及び海岸環境整備事業を積極的に促進し、都市計画法に基づく風致地区（現在6か所394ha指定済）、都市緑地法に基づく緑地保全地域の指定を進めるとともに、既存の緑地についても関係法令の適正な運用によりこれら保全に努めるものとする。

なお、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための方針である緑の基本計画の策定を促進する。

(ウ) 健全な森林の保護育成のための事業の実施

森林保全管理事業及び緑化推進事業等を積極的に推進するとともに、松くい虫防除対策を進め、さらには、治山事業を促進することにより健全な森林の保護育成に努めるものとする。

(エ) 緑化修景措置

開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては、本県関係部局の調整を図り公園緑地等緑の修復に努めるとともに、既に開発された地域についても植栽等を指導していくものとする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海には、自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物が数多く所在する。

本県区域に存在するものとしては、文化財保護法に基づき指定されている史跡として「岩橋千塚古墳群」、「鳴神貝塚」等が、名勝として「養翠園」等がある。

また和歌山県文化財保護条例に基づく史跡として「釜山古墳群」、「水軒堤防」等が、天然記念物として「友ヶ島深蛇池湿地帯植物群落」、黒島の「はかまかずら自生北限地」等がある。

これら瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財は、できるだけ良好な状態で保全されるよう関係法令に基づく規制を徹底するとともに防災施設の設置、保存修理及び環境整備の対策を積極的に推進するものとする。

(4) 散乱ごみ、油等の除去

海上に浮遊する廃プラスチック類のごみや、油等を回収するため国及び県公害防止協定等によって沿岸に配備されている清掃船及び油回収船を積極的に運用し、廃棄物や油等の除去に努める。

さらに、漁場環境保全対策については和歌山地先海域における漁場環境保全創造事業等を推進するものとする。

一方、海面、海浜等における廃プラスチック類等の廃棄物や、油等の投棄を防止するため海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく規制の徹底と監視取締りの強化をはかるとともに、河川、海岸愛護県民運動等の民間清掃活動を含め河川及び海岸の清掃事業の促進に努めるものとする。

(5) その他の措置

瀬戸内海区域の自然景観の保全のため、また、失われた自然海岸等を回復するため、上記の施策を推進するとともに、海面及び沿岸部等において必要な施設を設置する場合について、景観の保全に十分配慮するものとし、また、平成8年12月17日の第26回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海環境景観」により、国や関係府県市の相互協力のもと、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。

3 浅海域の保全等

(1) 藻場及び干潟等の保全等

和歌山県報 号外

平成20年5月30日(金曜日)

「第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査報告書」(1994年3月、環境庁)によると、和歌山県の1989年度調査において、瀬戸内海区域の沿岸海域には、約320haの藻場があり、アマモ場が39ha、カジメ場を含むその他藻場が287haとなっている。

また、和歌山地先海岸等には約118.3haの干潟が存在している。

一方、魚介類の産卵育成の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟、また瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場としても重要な役割を果たしている浅海域は近年、各種開発の進展に伴い、次第に減少する傾向にある。

このため、自然公園法に基づき瀬戸内海国立公園に指定されている加太、友ヶ島付近の主要な藻場は、その他法律に基づく規制措置とあわせた適切な運用により、その保全を図るとともに、その他の藻場、干潟についても適宜各種法規による指定区域の見直しや変更を行い、その保全を図るものとする。

(2) 自然海浜の保全

第4回自然環境保全基礎調査海岸調査(環境庁)によると、平成5年度調査において、本県の瀬戸内海区域の海岸線のうち自然海岸は約46%、半自然海岸は約20%、人工海岸は約33%、河口部は約1%である。

一方、これらの自然海岸及び半自然海岸の海浜は海水浴場、潮干狩及び魚つり場として利用され、平成18年度における海水浴場の利用者数は約65万人であった。

このように自然海浜は地域住民のいこいの場及び海水浴、潮干狩等の「自然とのふれあいの場」として多くの人々に海浜の自然観察の場として利用され、県民の健康で文化的な生活を確保するため必要不可欠なものとなっているが、近年これら自然海浜が減少する傾向にあることからかんがみ、できるだけその利用好適な状態で保全されるよう次の施策を講ずるものとする。

(ア) 規制の徹底と指導取締りの強化

瀬戸内海環境保全特別措置法に規定された自然海浜の保全のため、今後自然環境保全条例の一部改正により地域指定を進め同条例の適切な運用を図るものとする。

また、その他県内の貴重な自然海浜が自然公園法、都市計画法、都市公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び森林法等に基づく各種指定地区に指定されているので、これら指定区域においては当該法律に基づく適切な運用を図ることにより自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めるものとする。

(イ) 親しまれる海浜環境の管理・整備

海浜環境の保全にとどまらず、自然とのふれあいの場の創出や海浜環境の適正な管理・整備を推進するものとする。

さらに、自然海浜の利用に好適な状態で保全するため民間清掃作業を含め海岸部漂着ごみ等を対象とした清掃作業を鋭意実施するものとする。

4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

本県においては、海砂利採取は行われておらず、今後とも引き続き、この現状を踏まえ対応するものとする。

5 埋立にあたっての環境保全に対する配慮

本県の瀬戸内海区域における公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとする。

また埋立の実施に当たっては、環境影響評価法及び和歌山県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価については、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。

その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際して、特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、生活環境の保全を図るため、廃棄物の発生抑制、再使用や再生利用などを推進することにより、廃棄物の最終処分量の減量化を図るとともに、適正処理に十分配慮するものとする。

そのため以下の施策を積極的に実施するものとする。

(1) 処理施設の整備

本県の瀬戸内海区域の平成18年度末におけるごみ処理施設の整備状況は、14か所(処理能力1,378t/日)が整備されており、現在これらの施設により処理を行う一方、平成9年1月に国が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に従い、将来の本県におけるごみ処理体制の基本的な考え方を示した「和歌山県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理施設の整備を実施するものとする。

産業廃棄物については、適正処理を確保するため、排出事業者及び処理業者に対しての監視指導を徹底する。

(2) 処分地の確保

本県の瀬戸内海区域においては、平成18年度末にお

いて一般廃棄物の最終処分場9か所（残余容量約39万m³）が確保されている。

また、公共関与による産業廃棄物の処分については、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）への参加を本県の公共関与処理の一部として位置付けているが、より積極的な対応として、指定地域の拡大に努めるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づき再生利用の促進等総合的施策を推進することにより、廃棄物としての最終処分量の減少を図るとともに、廃棄物の適正な処理に十分配慮する。

特に、廃棄物の海面埋立処分によらざるを得ない場合においては、瀬戸内海の環境保全に十分配慮し、処分地の確保に努める。

7 健全な水循環機能の維持・回復

瀬戸内海の健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻場等の浅海域の保全及び適切な整備を図るものとする。

また、陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとし、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

8 失われた良好な環境の回復

開発等に伴い既に失われた藻場、自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。

これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いかつての良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体と連携した取組に努めるものとする。

なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組に努めるものとする。

9 島しょ部の環境保全

環境容量の小さな島しょにおいては、特に環境保全の取組に努めるものとする。

10 下水道等の整備の促進

(1) 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策として、下水道の整備は極めて重要な施策である。

本県の瀬戸内海区域における下水道事業は、現在、和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町、広川町、有田川町及び由良町で実施している。

流域関連公共下水道事業として紀の川流域（伊都処理区）については、橋本市、かつらぎ町及び九度山町で実

施しており、紀の川中流流域（那賀処理区）については、紀の川市、岩出市で実施している。

そのうち供用開始しているのは、和歌山市、橋本市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町、高野町、広川町及び由良町であり、処理対象人口は平成18年度末で15万人余りで処理人口普及率は、なお低い水準である。

なお、紀の川中流流域下水道（那賀処理区・計画処理人口約133,400人）については、平成20年末に一部供用開始予定であり、下水道計画区域の整備促進を図る。

また、下水道終末処理場については、排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進する。

さらに、和歌山市で整備されている合流式下水道については、分流式下水道と同程度の汚濁負荷量を削減できるよう改善を促進する。

(2) その他の生活排水処理施設の整備

単独処理浄化槽の新設廃止に伴い、既設の単独処理浄化槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換の促進を図るとともに、浄化槽法、建築基準法及び「和歌山県浄化槽取扱要綱（平成19年4月施行）」に基づき、適切な設置及び維持管理の指導強化に努めるとともに、大規模なものについては高度処理の導入を指導するものとする。

また、今後も地域の特性を考慮し、浄化槽、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設等及びコミュニティ・プラント等の設置を推進するものとする。

(3) し尿処理施設の整備

本県の瀬戸内海区域におけるし尿処理施設の整備状況は、1市町村6事務組合において整備されており、平成18年度末におけるその処理能力は8施設1,150kL/日であり、今後とも、必要に応じ施設の整備を進めるとともに、さらに放流水の水質の向上を図るために、高度処理施設の導入に努めるものとする。

11 海底及び河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となる海底及び河床の汚泥の実態を把握するため、県内主要河川及び主要海域において底質調査を実施している。水銀又はポリ塩化ビフェニル等の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を未然に防止するとともに、これらの物質について国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進に努めるものとする。

また、有機汚泥の堆積等による悪臭の発生等生活環境に影響を及ぼす底質については、除去の際の周辺環境への影響等所要の調査を十分配慮しながら、必要に応じて除去等の適正な措置を検討するものとする。

特に県内の瀬戸内海区域の河川の汚泥除去については、河川環境整備事業として和歌山市内河川（和歌川）の浚

渫事業を実施しているが、引き続きその進捗を図るとともに、その他の河川についても環境保全のため、必要に応じ汚泥の除去のための浚渫等を行うものとする。

また、内川の水質浄化を目的として和歌川ポンプ場による浄化用水の導入と、紀の川から真田堀川及び有本川へ浄化用水の導入を行っているが、さらに大門川への導入を図るものとする。

12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すためには、公共用水域の環境基準の達成状況等水質の監視測定が必要である。

このため、公共用水域については、水質汚濁防止法の規定による水質測定計画に基づき、水質汚濁に係る環境基準点を中心として海域38地点、河川48地点計86地点において、関係機関の協力により測定調査を行っている。

一方発生源については、水質汚濁防止法等に基づき工場・事業場における排水基準の遵守状況を的確に把握するよう努めるとともに、市町村の条例等の運用についても連携・協力に努め、効果的な監視測定体制等の指導を行う。

また、水質総量規制の改正及びダイオキシン類対策特別措置法の施行等に伴い、水質の監視測定施設、設備の整備及び監視測定体制の拡充に努めるとともに、今後も引き続き水質等の保全のための監視測定技術の向上等について検討を進めるものとする。

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、環境衛生研究センターを中心に水産試験場、工業技術センター等で環境保全に関する調査研究及び技術開発を進めており、排水処理施設に関する技術指導、赤潮防除技術開発等を行っている。

また、測定技術の向上のため環境衛生研究センター等において水質測定機器の整備及び測定技法についての調査研究を行っているところである。

今後は、有害物質等による環境汚染に関する調査研究や、貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明並びにそれらの防除技術の向上を図るとともに、瀬戸内海の環境を保全し回復させる観点から、生態系の構造や各種機能の評価、景観等の評価手法と指標の開発、生態系への化学物質の影響等に関する調査研究並びに藻場及び干潟の造成、廃棄物等の再利用等に関する技術開発を促進するものとする。

さらに、瀬戸内海に関する環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースを整備し、情報の共有化、情報収集の効率化に努めるものとする。

14 環境保全思想普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効

を期すためには、国、地方公共団体等がその責務を果たすことは勿論のこと、瀬戸内海地域の住民及び瀬戸内海を利用する人々の協力が不可欠である。

このため、県民に対してテレビ、ラジオ、新聞、パンフレット等の広報手段や、また、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業において、瀬戸内海の保全についての正しい認識を高めるよう広報活動の実施に努め、県民の環境に対する正しい理解と環境保全活動への参加意識を高め住民参加の推進を図るとともに、河川、海岸等へのごみの不法投棄防止、生ゴミの流出防止、浄化槽の維持管理の適正化を図るなど実践活動の普及に努めるものとし、これらの事業実施にあたっては、社団法人瀬戸内海環境保全協会等と連携を図りながら、より一層その効果を増すように努めるものとする。

15 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識の高揚を図るためにには、県民一人ひとりが自らの活動と環境のかかわりを十分理解するとともに、自然に対する理解を深め自然を尊ぶ心を培うことが必要である。

地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境シンポジウムの開催、自然とのふれあい体験、自然観察会を通して、県民の環境に対する正しい理解と環境保全活動への参加意識を高めることを目的に普及啓発事業を推進する。

また、県民一人ひとりが環境に关心を持ち、それぞれの責任と役割を認識し、それを行動につなげていくため、学校、地域、家庭、職場、環境保全活動など様々な場において、子供から大人までの幅広い層を対象に意識啓発、環境教育・環境学習を行う施策の推進を図る。

16 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。瀬戸内海の環境の現状については、「せとうちネット」等の活用により情報の共有化を図る。

17 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議を活用し、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

健全な水環境機能の維持・回復のための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連

携の強化に努めるとともに、大阪湾環境保全協議会の取組の充実に努める。

さらに、瀬戸内海の自然的、社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組みの検討に努めるものとする。

18 海外の閉鎖性海域との連携

閉鎖性海域の環境保全に資するため、設立された財団法人国際エメックスセンターを支援し、同センターが行う事業に参画し情報交換等に努めるものとする。

第4 施策の実施上必要な事項

1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ本計画で定められた施策については、優先的に財源の確保に努めその積極的な推進を図るものとする。

2 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、本計画で定められた施策が確実に実行されなければならない。

このため計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を的確に把握し、施策の効果的な実施を図るものとする。

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

本計画は国、県、関係市町村が一体となって協力的に推進していくかなければ実効の上がらないものである。

このため和歌山県環境審議会、公害対策本部会議及びその他の市町村関係機関等と積極的に連絡調整しながら諸施策の実施状況等について情報意見の交換等を行い、もって本計画の円滑な推進を図るものとする。